

令和 6 年度における滝山地区モデル事業（南くるりん）の運賃について

1 協議事項の概要

(1) 対象路線

滝山地区モデル事業（南くるりん）

(2) 協議内容

滝山地区モデル事業（南くるりん）の運行ルート間を乗り継いで利用した場合の運賃割引の実施について

(3) 経緯

6 月 27 日に開催した令和 6 年度第 2 回山形市地域公共交通協議会専門部会において、上記モデル事業の運行内容について協議した際、委員より、乗り継ぎをハードルに感じることや、乗り継いだ場合の運賃が割高※に感じることからこれまで以上に利用が低下するおそれがあるため、乗り継ぎ乗車については割引運賃を適用すべきとの意見があった。

専門部会の閉会后、関係機関と調整を行った結果、運行ルートを乗り継いだ場合の運賃割引の実施が可能であることから、乗り継ぎ利用をした場合の運賃について協議するもの。

※令和 5 年度運行実験時の運賃…200 円又は 300 円

令和 6 年度運行実験時の運賃…200 円（乗り継ぎ利用の場合は 400 円）

2 運賃

	大人（中学生以上）	小学生	未就学児
基本運賃	200 円	100 円	無料
障がい者等 ※1	100 円	50 円	無料
乗り継ぎ者 ※2	<u>100 円</u> <u>(50 円) ※3</u>	<u>50 円</u> <u>(30 円) ※3</u>	<u>無料</u>

※1 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介助のためにその者に同行する 1 名までの者並びに車いすの利用者及び介助のためにその者に同行する 2 名までの者

※2 南くるりんの運行ルートを乗り継いで利用した者

※3 障がい者等で、かつ、南くるりんの運行ルートを乗り継いで利用した者は、かつこ書に記載の金額とする。

3 適用日

令和 6 年 9 月 1 日より

【参考】令和6年度における滝山地区モデル事業（南くるりん）の概要

運 行 形 態	道路運送法第21条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送（路線定期運行）
利 用 対 象 者	地区や年齢問わずだれでも利用可能
運 行 車 両	ジャンボタクシー（定員10名）予定
運行実験期間	令和6年9月1日から令和7年2月14日まで（1月1日を除く166日間）
運 行 日	上記期間で毎日運行（土日祝日含む。）
運 行 ル ー ト	3ルート（東西の円と直線） 各ルート右回り、左回り
運 行 ダ イ ヤ	7時台～18時台 各路線1周30分程度／便（直線ルートは15分／便）
運 行 回 数	西部ルート18便／日、東部ルート18便／日、直線ルート18便／日
運 行 事 業 者	山形地区ハイヤー協議会（予定）

